

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188 Fax092-982-6170

Eメール akiko@b-souken.com

壱岐でリフレッシュ 久しぶりの里帰り



「壱岐の島に行きたい」という市野さんとそのお友達と一緒に、久しぶりに里帰り。リフレッシュできました。

法改正情報

労働基準法大改正

労働基準法が「40年ぶり」ともいわれる大改正が議論されています。

検討されている内の4つ項目です。

◎連続勤務の上限規制

現行制度では、毎週1日か、4週間に4日の休日付与が義務付けられており、極論をいえば48日の連続勤務が可能です。

制度改正後は、連続勤務日数が原則13日以内に制限される予定で、勤務計画やシフト管理の段階でこの上限を超えない調整が必要です。

◎勤務間インターバル制度の義務化

現行制度では、前日の退勤から翌日の出勤まで休息を確保する勤務間インターバル制度(11時間以上を推奨)が努力義務です。そのため、残

業が23時過ぎまでで、翌日8時出勤で十分な休息が取れないなどの例もありました。

改正後は原則11時間以上の休息の確保が義務付けられ、シフト作成や残業調整の段階でこの基準を満たし、必要に応じて勤務時間の繰り下げや休日の追加などが必要となります。

◎法定休日の明確な特定義務化

現行制度では、法定休日が事前に特定されていないため、休日出勤の割増賃金の計算において労使間でトラブルになる可能性があります。

改正後は、従業員ごとに法定休日を事前に特定し、その日付を明示する義務が課され、勤務計画やシフト作成段階で休日を確定して就業規則や勤務カレンダーへ反映させることなどが必要になる予定です。

◎フレックスタイム制の柔軟化

現行制度では、テレワークの日と通常勤務の日が混在する働き方でフレックスタイム制を適用するのが難しい状況でした。

改正後は、必ず出勤し、始業・終業時刻を企業が決定する「コアデイ」を設定し、「週3日はフレックスタイム制でテレワーク、週2日は出勤して提示勤務」といった日単位の柔軟な運用が可能になります。



あとかき

我が家の庭のハナミズキが初めて開花し、季節は順調に進み始めています。

しかし、国際法違反のアメリカ・イスラエルのイランへの先制攻撃から始まった戦争は、まだまだ終息の兆しが見えません。

なんの責任もない多くの子供たちが犠牲になっていることに心が痛みます。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com